

牟岐町
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

令和3年3月
牟岐町

はじめに

本町では、平成 30 年（2018 年）3月に、牟岐町第3期障害者計画・第5期障害福祉計画を一体的に策定し、「障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり」に取り組んでまいりました。

近年、障がいのある人の高齢化と重度化が進む中で、障がい福祉ニーズはますます複雑化・多様化しており、障がいのある人すべてが地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

牟岐町においても、こうした状況の中で、障がいのある人を取り巻く様々な社会情勢の変化を踏まえ、障がい福祉にかかる施策を進めていくとともに、行政による公的サービスだけでなく、町民・行政・事業者などが一体となって、お互いに支えあっていく地域福祉の取り組みを推進することが必要となっております。

この度計画の見直し時期を迎えたことから、新たに「牟岐町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、基本理念である「ともに暮らす安らぎの町づくり」に向け、障がい者施策の推進を図ってまいります。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、社会は劇的な変化を強いられました。本町においても、人と人との距離をお願いする一方で、心と心のつながりをさらに強く、そして必要な人に必要な支援を届けられるよう支援の充実に努めていきます。

引き続き、本計画に基づき、障がい者や障がい児への施策をさらに充実し、障がいの有無に関わらず、誰もが地域の中で自分らしく暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、牟岐町障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ関係各位、並びに貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

牟岐町長 枅 富 治

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	5
3 関連計画との整合性	5
4 計画の期間	6
5 計画の対象者	6
6 計画の策定体制	6
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	7
1 人口と障がい者数	7
2 身体障がい者の現状	9
3 知的障がい者の現状	10
4 精神障がい者の状況	11
5 特定医療費（指定難病）受給者の状況	12
6 障がい児の状況	13
7 その他各種受給者の状況	14
8 障害支援区分人数の状況	15
第3章 計画の基本構想	16
1 基本理念	16
第4章 障がい福祉の充実のための成果目標・活動指標	17
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	17
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	18
3 地域生活支援拠点等における機能の充実	19
4 福祉施設から一般就労への移行等	20
5 障がい児支援の提供体制の整備等	22
6 相談支援体制の充実・強化等	24
7 障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築	24
第5章 障害福祉サービス等の見込み	25
1 障害福祉サービスの見込み量	25
2 地域生活支援事業の見込み量	33
3 障がい児通所支援等に関するサービスの見込み量	41
第6章 計画の推進に向けて	46
1 計画推進のために	46
2 計画の進行管理・評価	47
参考資料	48
1 牟岐町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱	48
2 策定委員会名簿	49

●「年」の表記について

本計画の文中では和暦を使用しています。令和元年以降は、下表をご参照ください。

和暦	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
西暦	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年

●「障がい」の表記について

本計画では、「障害者」などの「害」の字の表記について、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞以外はひらがなで表記しています。このため、本計画では「害」と「がい」の字が混在する表記となっています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

牟岐町（以下、本町という）では平成 30（2018）年に、計画期間を6年とする「牟岐町第3期障害者計画」と3年ごとに策定をしている「牟岐町第5期障害福祉計画」、「牟岐町第1期障害児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者施策を計画的・総合的に推進してきました。

近年では、障がいのある人を取り巻く環境の変化や、法整備が進んでいます。障がいのある人の就労・雇用に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」（平成 30 年施行）において、雇用分野における障がい者差別を禁止する措置が定められています。そして、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成 24 年施行）や「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」（平成 28 年施行）により、障がいのある人の虐待防止・早期発見の取り組みが進んでいます。

また、共生社会をめざす方向性、障がいのある人の自立、発達支援を必要とする障がいのある児童への的確な対応の観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行、移行後の地域生活の継続の支援、就労支援などサービス提供体制の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムなど、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の構築や医療的ケアが必要な児童や重症心身障がい児に対する支援体制の充実が課題となっています。

このたび「牟岐町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が計画期間終了を迎えることから、本町においても、障がい者施策に係る制度及び法律の改正に対応し、社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、サービスの利用状況や国の制度の動向を踏まえ、「牟岐町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定します。

なお、「牟岐町第3期障害者計画」は令和5年度までの計画期間であるため、引き続き継続するものです。

(2) 障がい福祉をめぐる国の動向

国では「障害者権利条約」の批准に向け、障がいのある人に関連する各種制度・法律等の整備を進めてきました。本計画においては、このような動向を踏まえて策定を行います。

■国の動き

年度	国の主な流れ	概要
平成 18 年	障害者自立支援法施行	自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。応益負担によるサービス費用の一部が自己負担となる。
平成 19 年	障害者権利条約署名	障がい者の権利条約の締結に向けた取り組みが始まる。
平成 20 年	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用納付金制度の適用対象範囲が拡大される。
平成 22 年	障害者自立支援法の一部改正	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が盛り込まれる。
平成 23 年	障害者虐待防止法成立	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務を定めた法律が成立する。
	障害者基本法の一部改正	目的規定や障がい者の定義等を見直した改正法が成立する。
平成 24 年	障害者優先調達推進法成立	障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障がい者施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。
	障害者総合支援法成立	「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や、障がい者の範囲の拡大等を定めた法律が成立する。
平成 25 年	障害者差別解消法成立	差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等を定めた法律が成立する。
平成 26 年	障害者権利条約批准	「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成 26 年 2 月 19 日より国内において効力を生じている。
	難病法成立	難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）が成立し、難病の患者に対する医療費助成制度が確立された。

年度	国の主な流れ	概要
平成 28 年	障害者雇用促進法改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務化する。
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障がい者の望む地域生活の支援や障がい児へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進める。
平成 30 年	障害者基本計画（第4次計画）策定	障害者権利条約の完全実施を目標に掲げ、共生社会の実現を目指して、社会全体での取り組みを定めた。
	障害者文化芸術活動推進法成立	障がい者の社会参加を促進するため、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る。
令和 元年	障害者活躍推進プラン	共生社会に向けて障がい者の活躍の場の拡大を加速するため、労働、教育、スポーツ、文化芸術など6つの政策プランを定めた。
	農福連携等推進ビジョン	障がい者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組み。
	読書バリアフリー法成立	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がいによって読書が困難な人々の、読書環境を整備することを目指す。

（３）障害福祉計画に係る基本指針について

１ 基本指針見直しの主なポイント

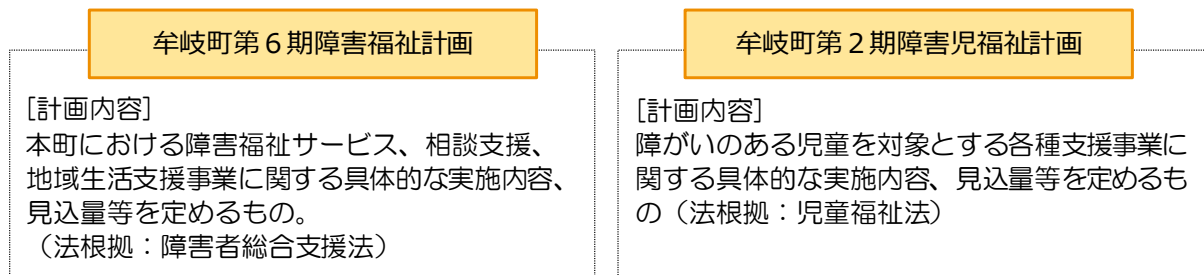
- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
- 相談支援体制の充実・強化等
- 発達障がい者等支援の一層の充実
- 障害福祉サービス等の質の向上
- 障がい福祉人材の確保
- 障がい者の社会参加を支える取り組み
- 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

2 成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行	・地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上【新】 ・精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に ・退院率：3か月後69%以上、6か月後86%以上、1年後92%以上
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	・各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討
④福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍 うち就労移行支援：1.30倍、就労継続支援A型：1.26倍、就労継続支援B型：1.23倍【新】 ・就労定着支援事業の利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用【新】 ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上【新】
⑤障がい児支援の提供体制の整備等	・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保【新】 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ・医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【一部新】
⑥相談支援体制の充実・強化等	・各市町村または各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保【新】
⑦障害福祉サービス等の質の向上	・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築【新】

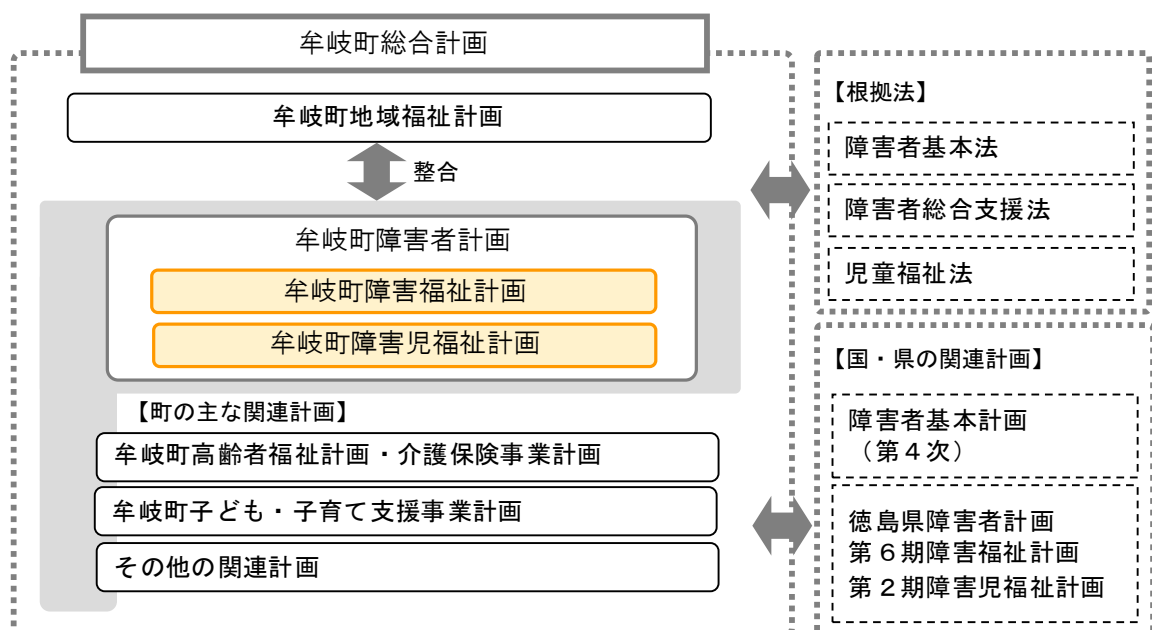
2 計画の位置づけ

牟岐町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービスの事業計画として、成果目標や必要なサービス見込み量等を定めるものです。



3 関連計画との整合性

本計画は、国や県の計画を踏まえつつ、本町における上位計画である「牟岐町総合計画」の障がい者福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定します。



4 計画の期間

牟岐町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

牟岐町第3期障害者計画の計画期間は、本町の障がい者福祉の大きな方向性を示すものであるため平成30年度から令和5年度までの6年間となっています。

なお、計画期間中においても、国の動向等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
牟岐町第3期障害者計画 (平成30～令和5年度)					
牟岐町第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画 (平成30～令和2年度)			見直し	牟岐町第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 (令和3～5年度)	

5 計画の対象者

本計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、その他心身の機能に障がいのある人であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、担当課、関係各課及び県などと連携を図りつつ、策定を行うとともに、「牟岐町障害福祉計画・牟岐町障害児福祉計画策定委員会」を設置し、計画についての協議を行いました。

また、本計画は「牟岐町総合計画」をはじめ、関係各種計画の方向性を踏まえ、計画策定及び見直しを行っていきます。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

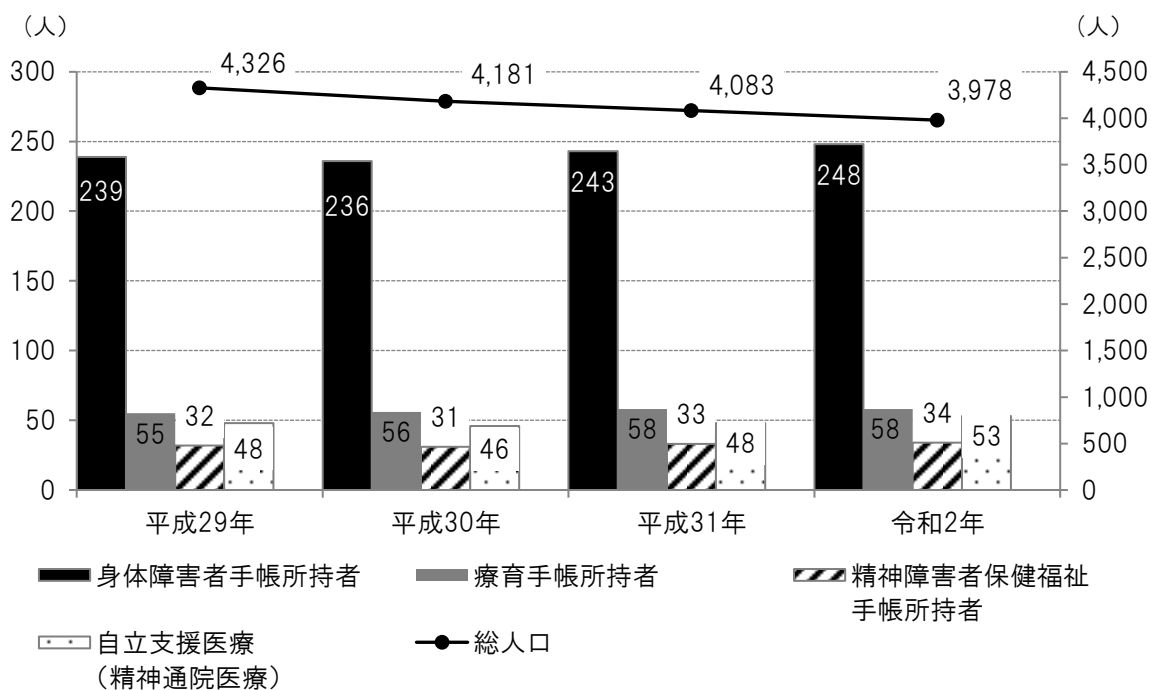
1 人口と障がい者数

本町の障害者手帳所持者数（令和2年3月末現在）は、身体障害者手帳所持者 248 人、療育手帳所持者 58 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 34 人となっています。

本町の総人口に占める割合を見ると、身体障害者手帳所持者は 6.23%、療育手帳所持者は 1.46%、精神障害者保健福祉手帳所持者は 0.85%となっています。

令和2年3月末時点の自立支援医療（精神通院医療）の受給者は 53 人となっており、平成29年と比べると、微増傾向で推移しています。

【障がいのある人の推移】



	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総人口（人）	4,326	4,181	4,083	3,978
身体障害者手帳所持者（人）	239	236	243	248
総人口比（％）	5.52%	5.64%	5.95%	6.23%
療育手帳所持者（人）	55	56	58	58
総人口比（％）	1.27%	1.34%	1.42%	1.46%
精神障害者保健福祉 手帳所持者（人）	32	31	33	34
総人口比（％）	0.74%	0.74%	0.81%	0.85%
自立支援医療 （精神通院医療）（人）	48	46	48	53
総人口比（％）	1.11%	1.10%	1.18%	1.33%

※各年３月末現在、自立支援医療のみ各年４月１日現在

※総人口比は４月１日現在の総人口に占める割合

※障がい者数は各手帳所持者（重複障がい含む）

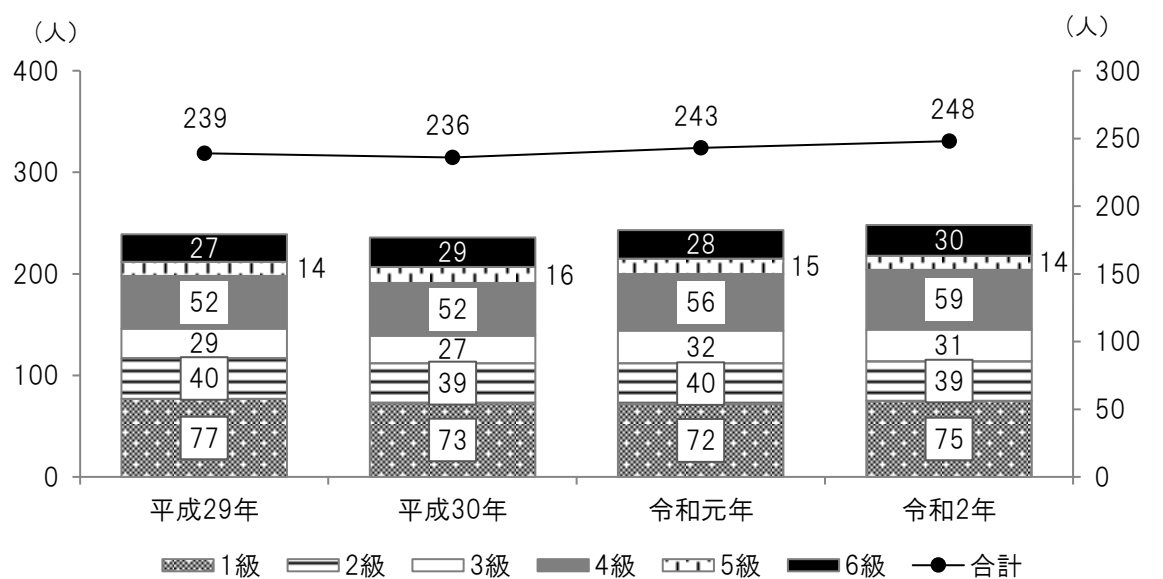
2 身体障がい者の現状

身体障害者手帳所持者数は、平成 30 年の 236 人から微増傾向にあります。

令和 2 年 3 月末現在、身体障害者手帳所持者の障がい等級別の状況は、「1 級」が 75 人（全体の 30.2%）、次いで「4 級」が 59 人（全体の 23.8%）、「2 級」39 人（全体の 15.7%）となっており、重度の方が半数近くを占めています。

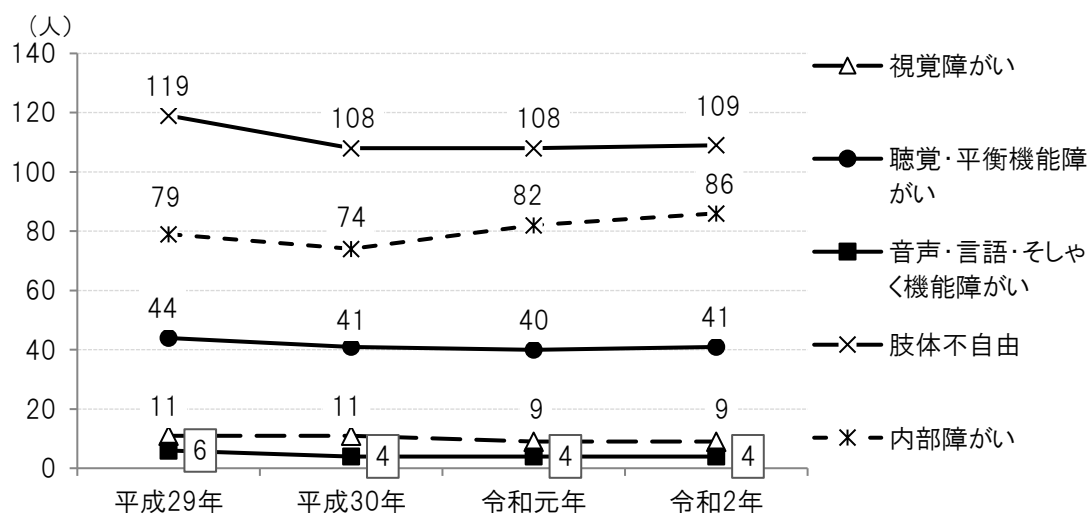
障がい種別の状況は、「肢体不自由」が 109 人（全体の 43.8%）最も多く、次いで「内部障がい」が 86 人（全体の 34.5%）となっています。

【身体障害者手帳所持者(等級別)の推移】



※各年 3 月末現在

【身体障害者手帳所持者(障がい種別)の推移】



※各年 3 月末現在

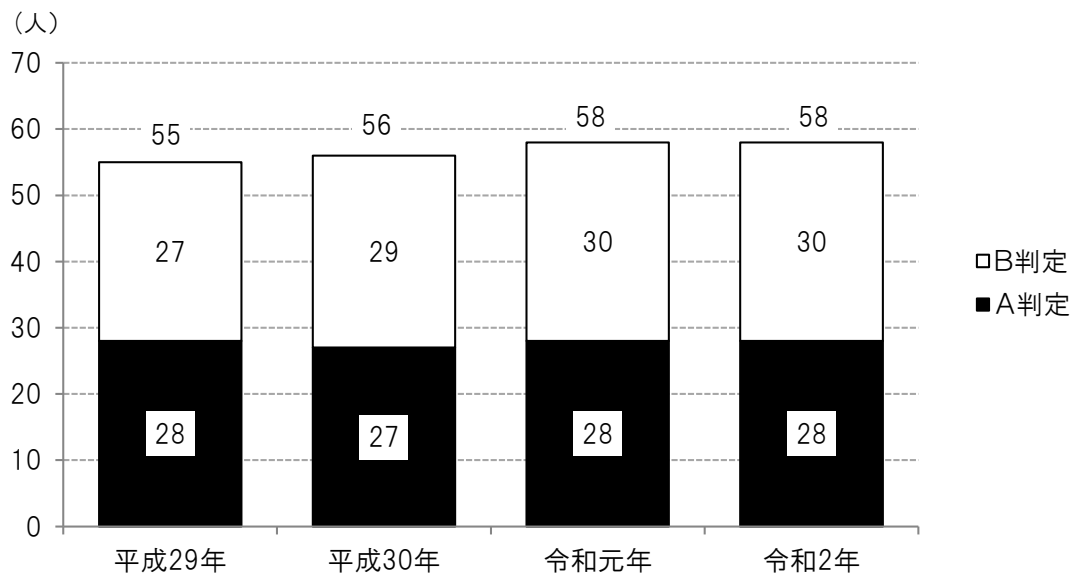
※障がい種別のグラフについては重複障がいの方も含むため、上記の等級別のグラフと合計が合わない場合があります。

3 知的障がい者の現状

療育手帳所持者数は、微増傾向で推移しており、令和元年以降は 58 人で横ばいとなっています。

療育手帳所持者の障がい等級別をみると、令和2年3月末現在、A判定が 28 人、B判定が 30 人となっています。

【療育手帳所持者数(等級別)の推移】



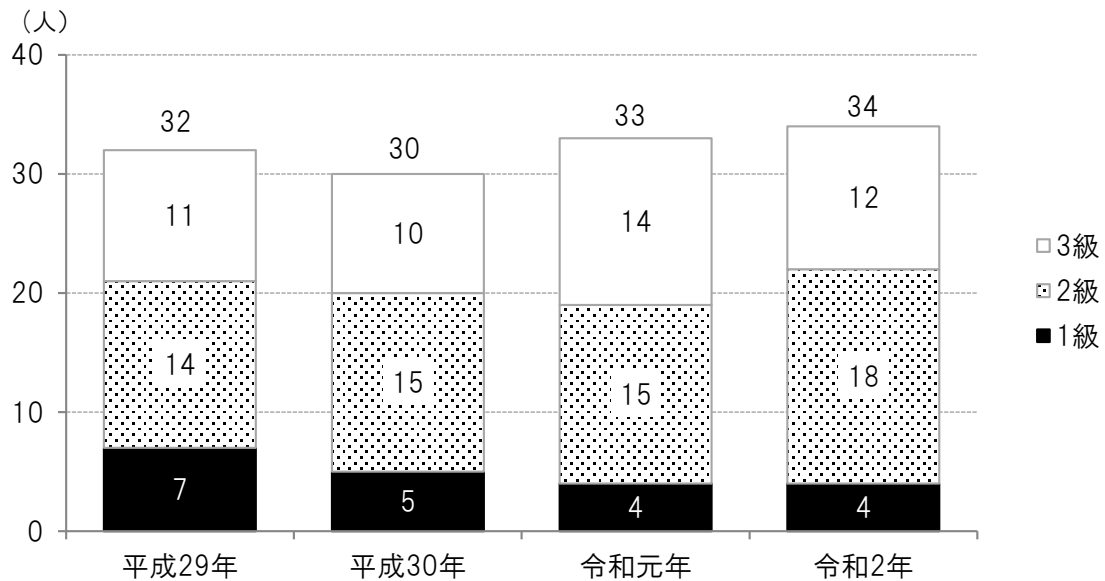
※各年3月末現在

4 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年3月末時点で34人となっています。

また、自立支援医療（精神通院医療）受給者数でみると、令和2年3月末現在では53人となっており、精神障害者保健福祉手帳所持者数を上回っています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



※各年3月末現在

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

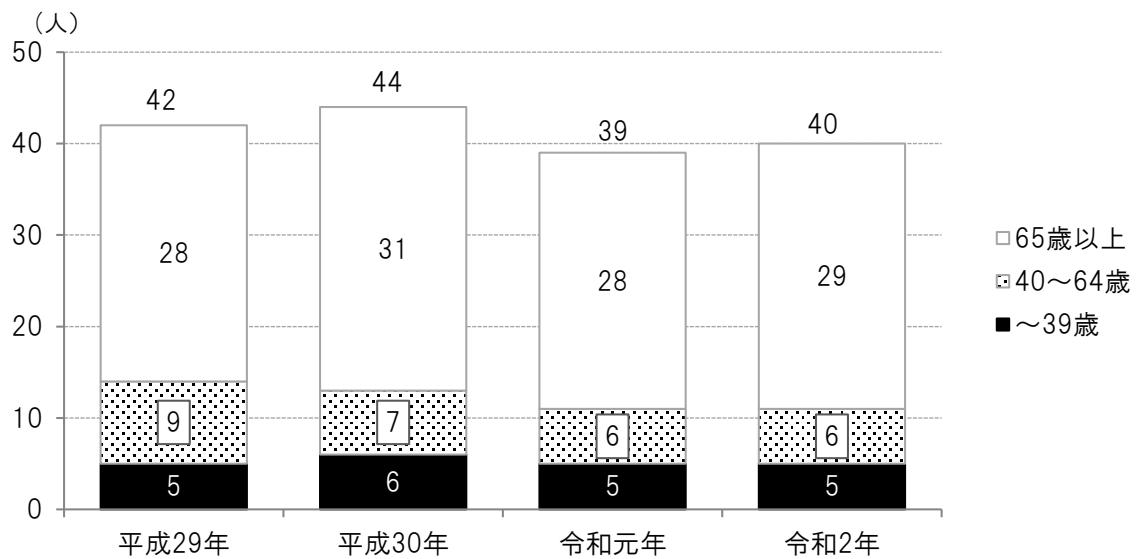
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
利用者数(人)	48	46	48	53

※各年3月末現在

5 特定医療費（指定難病）受給者の状況

特定医療費（指定難病）受給者数は年度により増減がありますが、令和2年3月時点で40人となっています。年齢別では、「65歳以上」が全体の72.5%（29人）を占めています。

【特定医療費（指定難病）受給者証交付数】



6 障がい児の状況

本町の障がい児の状況については次のとおりです。

【保育の実施状況(認定子ども園「牟岐保育園」)】

本町では、制度としての障がい児保育は実施していません。現在、支援が必要な児童に対しては、加配保育士を付けて対応しています。

【特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移】

		平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和2年	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
小学校	学級数	4		2		2		3	
	児童数 (人)	11	4	5	4	6	5	9	7
中学校	学級数	3		4		2		2	
	生徒数 (人)	4	1	7	4	4	1	3	0

※各年 4 月 1 日現在

【特別支援学校高等部在籍者数の状況】

	平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和2年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
1 年生(人)	0	0	1	0	0	0	0	1
2 年生(人)	0	0	0	0	1	0	0	0
3 年生(人)	1	0	0	0	0	0	1	0
合計(人)	1	0	1	0	1	0	1	1

※各年 4 月 1 日現在

7 その他各種受給者の状況

本町の各種受給者の状況は次のとおりです。

【経済的支援受給者等の推移】

		平成 29 年	平成 30 年	令和元年
特別障害者手当の 支給実績	受給者数(人)	2	2	2
障害児福祉手当の 支給実績		1	1	1
特別児童扶養手当の 支給実績		3	2	3
心身障害者扶養共済制度 加入等の実績	加入者数(人)	5	5	4

※各年 3 月末現在

【育成医療・更生医療の受給者数の推移】

		平成 29 年	平成 30 年	令和元年
育成医療	受給者数(人)	0	0	0
更生医療	受給者数(人)	3	5	3

※各年 3 月末現在

8 障害支援区分人数の状況

本町の障害支援区分の状況は次のとおりです。

【障害支援区分の状況】

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
区分1(人)	0	0	0
区分2(人)	1	4	7
区分3(人)	4	4	5
区分4(人)	9	10	8
区分5(人)	7	7	8
区分6(人)	11	10	10
計(人)	32	35	38

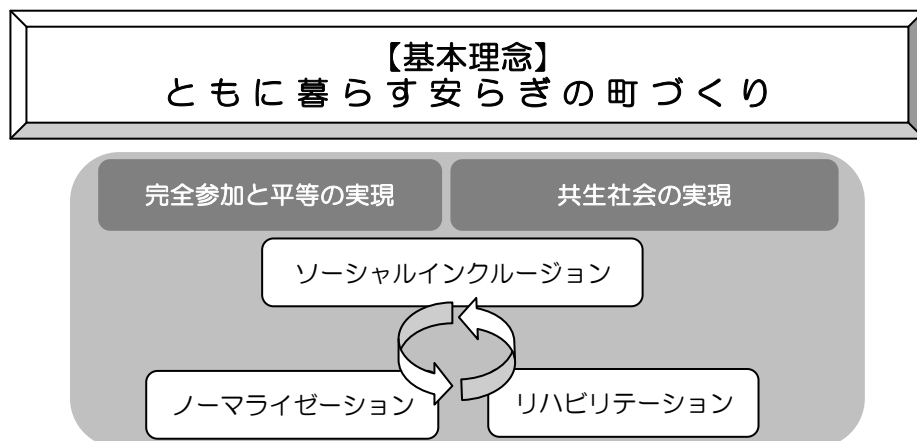
※各年 3 月末現在

第3章 計画の基本構想

本計画の推進にあたっては、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の策定に向けて示された国の基本方針や徳島県の基本的な考え方を踏まえるとともに、『牟岐町第3期障害者計画』で掲げている基本理念、施策の基本目標等の実現に向けて、障害福祉サービス等の提供に努めていくこととします。

1 基本理念

本計画は、障がいの有無に関わらずすべての町民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現と、障がいのある人が社会の対等な構成員として、人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かちあう「完全参加と平等」の具現化を目指し、第3期基本計画の考え方を継承し、「ともに暮らす安らぎの町づくり」を基本理念に掲げ、障がい者福祉の推進を図ります。



※ソーシャルインクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方。

※ノーマライゼーション

障がいのある人の存在を特別のものと考えて社会的に隔離するのではなく、障がいのある人もない人も地域でともに生活している状態こそが自然という考え方。

※リハビリテーション

人権の視点に立って障がいのある人の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。

第4章 障がい福祉の充実のための成果目標・活動指標

本町では「福祉施設入所の地域生活への移行」、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」、「障がい児支援の提供体制の整備等」において成果目標を掲げ、障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するための取り組みをおこなってきました。

第6期計画に係る新たな国の基本指針では、これまでの5項目に、「相談支援体制の充実・強化等」及び「障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築」を新たに加え、7つの成果目標を設定することとしています。

本町では、国の基本指針を踏まえ、以下のとおり成果目標を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

■第5期計画の実績

項目	目標値	実績値	備考
令和2年度末までの地域生活移行者数	2人	0人	令和2年度末までに地域生活へ移行する人の目標値

■第6期計画の考え方

国の指針	○令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。 ○令和5年度末時点の施設入所者数を、令和2年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。
牟岐町の方針	●本町としては、国の基本指針に基づく成果目標の達成が極めて困難であるとし、実績を勘案し、施設入所者の地域生活への移行者、施設入所者の削減数ともに1人として設定します。

■第6期計画の目標

項目	数値等	備考
令和元年度末時点の施設入所者数（A）	9人	令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末時点の施設入所者数（B）	8人	令和5年度末時点の施設入所者見込み
地域生活移行者数（令和5年度末まで）	1人	Aのうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標値
施設入所者の削減数（令和5年度末まで）	1人	令和5年度末までの削減見込み数（A）－（B）

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■第5期計画の実績

項目	目標値	実績値	備考
令和2年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	一部設置	海部郡障害者自立支援協議会を活用

■第6期計画の考え方

国の指針	○令和5年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）の設置。 ○保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数。 ○保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数。 ○保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数。
牟岐町の方針	●海部郡障害者自立支援協議会を活用し、圏域内外の各種支援機関や専門職で、地域の精神保健の課題に対する協議検討を図ります。 ●近年では徳島県内でも精神障がい者の新規求職申込件数が伸びている傾向にあります。障がい特性に応じた就労支援の充実や周りの人が精神障がいへの理解を深めることができるような取り組みの拡大に努めます。

■第6期計画の目標

項目	単位	実績		計画		
		令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場	回/年	1	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者	人/年	24	24	33	33	33
保健	人/年	1	1	1	1	1
医療（精神科）	人/年	1	1	1	1	1
医療（精神科以外）	人/年	0	0	3	3	3
福祉	人/年	20	20	20	20	20
介護	人/年	0	0	6	6	6
当事者	人/年	0	0	0	0	0
当事者の家族等	人/年	2	2	2	2	2

項目	単位	実績		計画		
		令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場における目標設定及び評価の回数	回/年	1	1	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人/年	0	0	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援	人/年	0	0	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助	人/年	4	4	4	4	4
精神障がい者の自立生活援助	人/年	1	0	0	0	0

3 地域生活支援拠点等における機能の充実

■第5期計画の実績

項目	目標値	実績値	備考
令和2年度末までの 地域生活支援拠点等の整備	1 か所	1 か所	海部郡障害者自立支援協議会運営委員会に地域生活支援拠点等支援協議会を設置。 (郡内広域・面的整備型)

※地域生活支援拠点とは、障がいのある人の重度化や高齢化、親亡き後等を見据え、「相談・緊急時の受け入れ、対応・体験の機会、場・専門的人材の確保、養成・地域の体制づくり」という5つの機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的としているものです。

■第6期計画の考え方

国の指針	○令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討。
牟岐町の方針	●自立支援協議会において年1回、地域生活支援拠点等の確保及び運用状況や改善点についての検証・検討機会を設けます。

■第6期計画の目標

項目	単位	実績		計画		
		令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置	か所	1	1	1	1	1
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施	回/年	1	1	1	1	1

4 福祉施設から一般就労への移行等

■第5期計画の実績

項目	目標値	実績値	備考
令和2年度の年間一般就労者数	2人	0人	令和2年度に施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数
令和2年度末の就労移行支援事業利用者数	4人	1人	就労移行支援事業等を通じて令和2年度中に一般就労に移行する人数
項目	現状・評価		
就労定着支援の開始から1年後の職場定着率	現在1名が就労定着支援サービスを利用しています。		
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	令和2年度現在、町内に就労移行支援事業所はありません。		

※福祉施設とは、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援を行う事業）を指します。

■第6期計画の考え方

国の指針	○福祉施設から一般就労への移行の推進のため、令和5年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を通じて一般就労への移行する人数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。 ○このうち、令和5年度中に次の事業の利用を経て一般就労への移行する人数の目標をそれぞれ設定。 ・就労移行支援事業 令和元年度実績の1.3倍以上 ・就労継続支援A型 令和元年度実績の概ね1.26倍以上 ・就労継続支援B型 令和元年度実績の概ね1.23倍以上 ○就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用。 ○就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
牟岐町の方針	●本町では、国の指針に基づく目標達成は困難であるとし、実績から目標の設定を行いました。個々の状況を踏まえながら、柔軟な対応を行い、一般就労への移行に向けた支援の充実を図ります。

■第6期計画の成果目標

①-1 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	区分	数値	備考
福祉施設を退所して就労移行支援事業等を通じて一般就労した人数	【基準値】 (令和元年度)	0人	令和元年度に、就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数
	【目 標】 (令和5年度)	1人	令和5年度に、就労移行支援事業等を利用して一般就労する人数

①-2 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数

項目	区分	数値	備考
就労移行支援事業を通じて一般就労した人数	【基準値】 (令和元年度)	0人	令和元年度に、就労移行支援事業を利用して一般就労した人の数
	【目 標】 (令和5年度)	1人	令和5年度に、就労移行支援事業を利用して一般就労する人の数

①-3 就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数

項目	区分	数値	備考
就労継続支援A型を通じて一般就労した人数	【基準値】 (令和元年度)	0人	令和元年度に、就労継続支援A型を利用して一般就労した人の数
	【目 標】 (令和5年度)	0人	令和5年度に、就労継続支援A型を利用して一般就労する人の数

①-4 就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数

項目	区分	数値	備考
就労継続支援B型を通じて一般就労した人数	【基準値】 (令和元年度)	0人	令和元年度に、就労継続支援B型を利用して一般就労した人の数
	【目 標】 (令和5年度)	0人	令和5年度に、就労継続支援B型を利用して一般就労する人の数

② 就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用率

項目	区分	数値	備考
就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用率	【基準値】 (令和元年度)	0%	令和元年度に、就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用率
	【目 標】 (令和5年度)	70%以上	令和5年度に、就労移行支援事業等を通じて一般就労する人の就労定着支援事業利用率

③就労移行支援事業所の就労定着率

項目	区分	数値	備考
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所	【基準値】 (令和元年度)	0%	令和元年度の就労定着率が8割以上の事業所数
	【目標】 (令和5年度)	70%以上	令和5年度の就労定着率が8割以上の事業所数

5 障がい児支援の提供体制の整備等

■第5期計画の実績

項目	現状・評価
児童発達支援センターの設置数	郡内の児童発達支援センターの設置について検討しましたが、療育は郡外の専門的な事業所を、一時預かりは学童保育を利用しており、郡内に、施設設置を必要とするほどのニーズはありませんでした。
保育所等訪問支援事業所数	保育所等訪問支援事業は行っていないが、支援が必要な児童に対し、保健事業（遊びの教室）を活用し、専門員が保育園を訪問、個別発達相談・発達検査を実施しています。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	必要に応じ、海部郡内（1 か所設置）及び郡外の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を利用しています。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	必要に応じ、海部郡内（1 か所設置）及び郡外の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を利用しています。
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう、海部郡内において、医療的ケア児支援のための関係機関（保健・医療・福祉・保育・教育等）の協議の場を、海部郡自立支援協議会に設置しています。

■第6期計画の考え方

国の指針	○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置。 ○令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。 ○令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保。 ○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置。
牟岐町の方針	●児童発達支援センターについては、現時点では海部郡内に設置を必要とするほどのニーズはではありませんでしたが、今後新たな利用者が発生する可能性があることやニーズが変化することなども踏まえ、海部郡内での設置に向け今後も検討を行います。 ●保育所等訪問支援事業所は、保健事業（遊びの教室）を活用し、専門員が保育園を訪問、個別発達相談・発達検査を実施していきます。 ●海部郡内（1か所）及び郡外の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を活用していきます。 ●海部郡自立支援協議会を活用し、医療的ケア児支援についての協議を行うとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に向け取り組みます。

■第6期計画の目標

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置数	1か所	令和5年度末までの児童発達支援センターの設置数（海部郡内での設置）
保育所等訪問支援事業所数	0か所	令和5年度末までの保育所等訪問支援事業所数
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	1か所	令和5年度末までの重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数（海部郡内に設置済み）
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	1か所	令和5年度末までの協議の場のか所数（海部郡自立支援協議会に設置済み）
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数

6 相談支援体制の充実・強化等

■第6期計画の考え方

国の指針	○令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保。
牟岐町の方針	●各種相談支援専門員研修の受講や自立支援協議会での部会研修の開催、圏域連絡会への参加や関係機関との連携等を通じて相談支援体制の充実を図ります。

■第6期計画の目標

項目	単位	実績		計画		
		令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有	有	有
専門的な指導、助言件数	件/年	1	1	1	1	1
人材育成の支援件数	件/年	1	1	1	1	1
連携強化の取り組みの実施回数	回/年	12	12	12	12	12

7 障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築

■第6期計画の考え方

国の指針	○令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築する。
牟岐町の方針	●県や専門機関が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ適宜参加し、資質の向上に努めます。

■第6期計画の目標

項目	単位	実績		計画		
		令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る研修への参加人数	人/年	1	1	1	1	1
審査結果を共有する体制	体制の有無	有	有	有	有	有
審査結果を共有する体制に基づく実施回数	回/年	12	12	12	12	12

第5章 障害福祉サービス等の見込み

1 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスに分類される「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障がい者等包括支援」の令和3年度から5年度までのサービス量を、次のとおり見込んでいます。

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じる危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。
行動援護	重度の視覚障がい者が対象となります。外出時の移動援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障がい者 等包括支援	時間/月	95	85	114	123	123	123
	人/月	7	9	10	11	11	11

◇見込み量確保への考え方

利用者自身が障がいや生活環境に適した事業所を選ぶよう、事業所情報の提供を行います。

三障がい（身体・知的・精神）の障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

精神障がい者向けサービス実施事業所は身体障がい者や知的障がい者に比べて少ないため、サービス提供事業所の理解促進に努め、サービス提供を行う事業所の増加を図ります。

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスに分類される「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）」「就労定着支援」「療養介護」及び「短期入所」の令和３年度から５年度までのサービス量を、次のとおり見込んでいます。

①生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	275	298	285	304	304	304
	人/月	13	14	13	14	14	14

◇見込み量確保への考え方

サービス利用希望者を把握し、必要とする人に必要なサービスが提供されるよう事業所情報を提供していきます。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	0	3	4	0	0	0
	人/月	0	1	0	0	0	0

◇見込み量確保への考え方

町外の事業所でサービスを利用した事例があり、令和元年度、令和2年度に利用実績がありました。しかし、本町には実施事業所がなく、利用者も見込めないため本計画期間中の見込みは0としています。今後利用者ニーズが出てきた場合には、関係機関と連携を行いながら、利用意向に応じたサービスの提供ができるよう努めます。

また、事業の実施に向けて事業所へのアプローチを行っていきます。

③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日/月	76	59	24	24	24	24
	人/月	4	3	1	1	1	1

◇見込み量確保への考え方

一般就労や福祉的就労についてそれぞれの就労意欲に応じた対応ができるよう、ハローワーク牟岐、障がい者就業・生活支援センターよりそい、サービス提供事業所、学校等関係機関と連携を図り、職場の開拓、一人ひとりの障がいに応じた支援を検討するなど就労とその後の職場定着に向けた支援体制を整備します。

④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (A型)	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 (B型)	人日/月	224	242	258	258	258	258
	人/月	10	11	11	11	11	11

◇見込み量確保への考え方

関係機関と連携、調整を行いながら、個々のニーズ、能力に応じたサービスの提供を行います。

就労継続支援A型については実施事業所がないため本計画期間中の見込みは0としていますが、今後、障がいがある人の就労支援体制を充実させていくためにも、事業の実施に向けて事業所へのアプローチを行っていきます。

⑤就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人/月	0	0	1	2	2	1

◇見込み量確保への考え方

就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題が解決できるよう、関係機関と連携し、サービスの提供に努めます。

⑥療養介護

医療と、常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護や日常生活の世話をを行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人/月	3	3	3	3	3	3

◇見込み量確保への考え方

今後も関係機関と連携をしながらサービスを提供していきます。

⑦短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含めて施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (ショート ステイ)	人日/月	2	5	1	2	2	2
	人/月	1	1	1	1	1	1

◇見込み量確保への考え方

利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実を図ります。特に、重症心身障がいのある人を対象とした短期入所施設の設置に向けて、県や近隣自治体とともに検討を進めます。

(3) 居住系サービス

居宅系サービスについての令和3年度から令和5年度までのサービス量を、次のとおり見込んでいます。

①共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談やその他日常生活の援助を行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	6	8	9	9	9	10

◇見込み量確保への考え方

障がいのある人の地域における生活の場を確保していくため、共同生活援助（グループホーム）の開設を促進するとともに、運営法人等への指導・助言等に努めます。

②施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人/月	9	9	9	9	9	8

◇見込み量確保への考え方

広域的な調整を行い、サービスの提供を促進します。

また、国の基本指針では令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行し、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する目標値が設定されています。そのため、本町においても施設から地域生活へ移行できる体制を整備し、支援の充実を図ります。

③自立生活援助

障がい者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力などを補うため、適時、適切な支援を行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	1	0	0	0	0

◇見込み量確保への考え方

自立生活援助については実施事業所がないため、見込みとしては0としています。一人暮らしを希望する方への支援がスムーズに行えるよう、情報提供や関係機関との連携に努めます。

(4) 相談支援

計画相談支援等の令和3年度から令和5年度までのサービス量を、次のとおり見込んでいます。

①計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある人がサービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメントによりサービス利用計画を作成します。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	6	7	7	7	7	8

◇見込み量確保への考え方

ケアマネジメントにより、対象者をきめ細かく支援するとともに、一人ひとりの実情に応じたモニタリングの実施に努めます。また、すべてのサービス利用対象者への適切な相談支援が実施できるよう、サービス提供事業所の確保について、海部郡圏域として検討を行い提供体制の整備に努めます。

②地域移行支援

施設入所の障がい者および入院中の精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0

◇見込み量確保への考え方

見込みとしては0としていますが、地域への移行がスムーズに行えるよう、情報提供やサービスの質の向上に努めます。また、施設や病院からの地域移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。

③地域定着支援

地域定着支援は、一人暮らしの障がいのある人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等への対応を行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

◇見込み量確保への考え方

見込みとしては0としていますが、必要に応じて地域への定着に向けた支援を行っていきけるよう、相談体制の充実を図ります。

2 地域生活支援事業の見込み量

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように市町村を中心として実施する事業です。

相談支援事業等については、令和3年度から5年度のサービス量を、次のとおり見込んでいます。

(1) 必須事業

①理解促進・研修啓発事業

地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

◇見込み量確保への考え方

広報紙など多様な広報・情報媒体を活用するとともに、講演会やイベントの開催、サービス事業所における交流事業などを実施することにより障がいのある人に関する情報提供、啓発に努めます。

②自発的活動支援事業

障がいのある人達が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動を支援します。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	事業数	4	4	4	4	4	4
	人/月	80	81	79	78	78	78

◇見込み量確保への考え方

障がいのある人自らや家族・支援者が組織する団体・グループの育成・活性化を図ります。また、障がいのある人が地域において安心して暮らせるよう、地域福祉活動や防災面での取り組みなどと連携し、住民による自発的な活動を促進します。

③相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障がいのある人や家族、介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センターの設置	実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討
基幹相談支援センターの設置等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討

◇見込み量確保への考え方

障がいのある人や家族の相談に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助に努めます。

基幹相談支援センターの設置に際して専門的職員の配置や地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援や、地域移行・地域定着に向けた取り組みの実施などを検討し、相談支援機能の強化を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の申立に要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成することで障がいのある人の権利擁護を図ります。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

◇見込み量確保への考え方

制度が必要な人に必要な支援が届くように中核機関の設置に向け、積極的な広報や相談対応を実施して権利擁護に努めます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために研修を実施する事業です。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の 有無	無	無	無	検討	検討	検討

◇見込み量確保への考え方

本町では該当となる実施事業所が現在はありませんが、成年後見制度に対するニーズを見極め、必要に応じて実施を検討します。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意志疎通を図ることに支障のある障がいを持つ人に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障がいのある人とその他の人の意志疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派 遣事業	人/月	0	2	1	1	1	1
要約筆記者派 遣事業	件	0	0	0	1	1	1

◇見込み量確保への考え方

意思疎通の円滑化を図るため、必要に応じて対応していきます。

⑦日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行い、日常生活の便宜を図ります。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件	1	0	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0	0	0	0
排せつ管理支援用具	件	122	154	197	200	212	224
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件	0	0	0	0	0	0
合計	件	123	155	199	202	214	226

◇見込み量確保への考え方

利用者の経済的負担の軽減だけではなく、個々のニーズにあった適切な給付が行えるよう、努めます。

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加に資する外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/月	4	5	3	4	4	5
	時間/月	29	22	6	25	25	28

◇見込み量確保への考え方

障がいのある人の障がい特性やニーズに対応できるサービス提供事業者の参入の促進に努めます。

⑨地域活動支援センター

各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター（地域作業所を含む）	か所	1	1	1	1	1	1
	人/月	4	4	4	4	4	4

◇見込み量確保への考え方

事業者等と連携し、人材の育成と確保を図り、質の向上と必要量の確保に努めます。また、利用者の状況に応じた活動の機会の提供や交流活動の継続を図ります。

(2) 任意事業

①生活訓練等事業

障がいのある人に対して、パソコン教室等を通じて日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活訓練等事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

◇見込み量確保への考え方

今後も利用ニーズを把握しながら、生活の質の向上を図るために事業を実施します。

②日中一時支援事業

在宅の障がいのある人であって、原則として日中において監護する人がいないことにより、一時的に見守り支援が必要と認める者に対し、日中一時預かりに係る費用の一部を助成します。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

◇見込み量確保への考え方

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用が一時的になくなっていますが、今後も事業を実施します。また、家族の就労支援、休息やリフレッシュ等のために利用できるよう、日中に活動する場の確保に努めます。

③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

社会福祉協議会等に委託して、スポーツ大会等の開催を図り、障がいのある人の社会参加を促進します。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

◇見込み量確保への考え方

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を行っていません。

障がいの有無に関係なく、スポーツや文化活動などの社会参加が自由に行えるよう、事業の充実に努めます。

④点字・声の広報等発行事業

点訳、音訳等わかりやすい方法で、視覚障がい者に町の広報や、地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に提供します。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

◇見込み量確保への考え方

視覚障がい者に対し、わかりやすい広報や情報提供に努めます。

⑤奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修をします。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

◇見込み量確保への考え方

必要に応じて、事業を実施していきます。

⑥自動車運転免許取得・改造助成事業

就労や社会参加のために自動車運転免許を取得する経費の一部を助成し、社会復帰の促進を図るために、自ら所有・運転する自動車の改造（操行装置・駆動装置）の一部を助成します。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

◇見込み量確保への考え方

利用者の経済的負担を解消するだけでなく、社会参加への促進の視点も踏まえ実施していきます。

3 障がい児通所支援等に関するサービスの見込み量

障がい児通所支援サービスについての令和3年度から5年度までのサービス量を、次のとおり見込んでいます。

障がい児通所支援サービスは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスと異なり、児童福祉法に基づくサービスとなります。

(1) 障がい児支援

①障がい児発達支援

身近な地域の障がい児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児、その家族を対象とした支援や保育所等の施設に通う障がい児に対し施設を訪問して支援します。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	1	4	0	1	1	1
	人/月	0	1	0	1	1	1

◇見込み量確保への考え方

サービス利用者への必要な情報提供等に努めるとともに、地域における身近な療育の場として引き続きサービスの充実に努めます。

②医療型児童発達支援

肢体不自由がある障がい児に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

◇見込み量確保への考え方

医療型児童発達支援については実施事業所がなく、利用者も見込めないため本計画期間中の見込みはありませんが、今後利用者ニーズが出てきた場合のため事業の実施に向けて事業所へのアプローチを行っていきます。

③放課後等デイサービス

就学期の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人日/月	1	0	4	1	1	1
	人/月	1	1	6	1	1	1

◇見込み量確保への考え方

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により日中一時支援事業が行えていないことから、代替えサービスとして放課後等デイサービスを利用していることもあり、令和2年度の実績が増えています。今後も例年通りの利用があるとし、見込んでいます。必要なサービスが適切に提供できるよう、提供体制の確保と質の向上を図ります。

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問して、障がい児に対して障がいのない児童との集団生活への適応のため支援を行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

◇見込み量確保への考え方

本町では実施事業所がなく、利用者も見込めないため本計画期間中の見込みはありませんが、今後利用者ニーズが出てきた場合のため事業の実施に向けて事業所へのアプローチを行っていきます。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

◇見込み量確保への考え方

本町では実施事業所がなく、今後必要に応じて対応できるよう、関係機関と連携し、情報共有を行っていきます。

(2) 障がい児相談支援

①障がい児相談支援

障がい児が、障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、一定期ごとにモニタリングを行う等の支援をします。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人/年	1	1	1	1	1	1

◇見込み量確保への考え方

計画相談支援、地域生活支援事業における障がい者（児）相談支援事業との連携、一体的な対応を図りながら、障がいのある子どもやその家族を切れ目なく支えることができるよう、相談支援体制の充実、相談支援専門員の育成・確保等に努めます。

②医療的ケア児に対する支援

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児に対する支援を行います。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児 に対する関連 分野の支援を 調整するコー ディネーター の配置	人	0	0	0	0	0	1

◇見込み量確保への考え方

本町では実施事業所がなく、コーディネーターもいない状況ですが、今後利用者ニーズが出てきた場合のため、事業の実施に向けて事業所へのアプローチを行い、同時に近隣自治体や関係機関等と連携・調整し、コーディネーターの配置を目指します。

(3) 発達障がい者支援

サービス名	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講	○ペアレントトレーニングは、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。 ○ペアレントプログラムは、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラムです。
ペアレントメンター養成	発達障がいのある子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場でよい相談相手となれる人の養成を行います。
ピアサポート活動	ピアサポートは、同じ困難さを抱える、あるいは困難な立場にある人々が互いに支えあうことをいいます。障がいのある人自身が自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことです。

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援プログラム等受講者数	人/年	0	0	0	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0	0	0	0

◇見込み量確保への考え方

発達障がい児への支援ニーズの拡大に伴い、本町における実態把握や利用ニーズを把握しながら、自主グループの活動支援や、各種研修会等を活用し、人材の育成を図っていきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画推進のために

(1) 障がいのある人（子ども）のニーズ把握・反映

障がいの重複化や障がい福祉制度の谷間にある人、難病患者やひきこもり等への支援拡大の検討など、対象を広げた多様な障がいのある人（子ども）のニーズに柔軟に対応する谷間のない障がい者福祉施策の推進が求められています。

出来る限り、身近な地域において日常生活や社会生活を営むことができるように、障がいの特性や、ニーズに応じたサービス提供体制の充実を図るなどの自立生活を支援する仕組みづくりが必要です。

仕組みづくり推進のためにも、施策の内容や提供方法などについて、牟岐町自立支援協議会などを活用し、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

発達障がいや高次脳機能障がい、並びに難病患者については、見た目には障がいがあることがわかりにくいという特徴があり、そのため周囲とのコミュニケーションが上手いかなかったり、学校や職場、地域で困難を抱えたりすることがあります。

障がいのある人もない人も、ともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障がいや障がいのある人（子ども）についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進します。

(3) 障がいのある人（子ども）の地域参加の促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のためには、地域とつながりを強めていくことが大切です。地域行事や各種イベントに、障がいのある人（子ども）が積極的に参加していけるよう、環境づくりを進めていく必要があります。

また、地域参加を支援していけるよう、地域福祉活動を促進します。

（４）医療的ケアをはじめとする障がい特性を理解した人材の育成・確保

多様な障がい特性を理解した人材及び医療的ケアに対応できる人材が不足しており、福祉・医療人材の質と量の充実が求められています。

それぞれの地域で、適切な医療的ケア等の支援を、誰もが施設と在宅の区別なく安心して受けられるよう、専門性の高い人材の確保に向けた勉強会や、資質の向上に向けた研修を実施する等により、福祉人材の育成・確保を図ります。

（５）庁内関係機関との連携

障がいのある人に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など広範な分野にわたるため、住民福祉課が中心となり、他の関連する担当課との連携はもとより、庁内関連機関との相互連携を図りながら、本計画を推進します。

（６）関係機関・ボランティア団体との連携体制

計画の実施にあたっては、ハローワーク牟岐や特別支援学校等、国や県の機関、また、障がいのある人や障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員などと連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

また、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療機関などの関係者で構成する牟岐町自立支援協議会により、地域の関係機関によるネットワークの構築、障害者計画及び障害福祉計画の具体化に向けた協議などを行います。

２ 計画の進行管理・評価

関係各課および関係機関がそれぞれ担当する施策の進捗を把握し、定期的に評価を行っていきます。

また、牟岐町自立支援協議会を中心として計画の進捗状況の確認を行うと同時に、地域における相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討のもと、効果的な連携と幅広い意見交換を図り、地域の共通する課題の明確化を図ります。

参考資料

1 牟岐町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84条）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定に関する事項について広く意見を求めるため、牟岐町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画策定の手順に関すること。
- (2) 障害者計画書及び障害福祉計画書の作成に関すること
- (3) その他計画の策定のために必要なこと。

(委員)

第3条 委員会は、委員17名以内で組織する。

- 2 委員は障害者施策に見識を有する者の内から、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の可半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 策定委員会名簿

所属	氏名
徳島県立阿南支援学校 ひわさ分校	藤江 純子
阿南公共職業安定所 牟岐出張所	大久保 忠
とみた県南コミュニティ・ケアセンター	島田 由起代
社会福祉法人 柏涛会	海善 好史
徳島県南部障害者就業・生活支援センター「よりそい」	歌 邦夫
海部郡障害者相談支援センター「おおぞら」	南山 良美
徳島県南部訪問介護センター「みまもり」	石上 明日香
牟岐町身体障害者連合会/身体障害者相談員	杉口 健
牟岐町手をつなぐ親の会/知的障害者相談員	野田 順子
うみがめ共同作業所	濱田 顕一
牟岐町民生委員協議会	福岡 久美子
牟岐町社会福祉協議会	大森 博文
牟岐町地域包括支援センター	枅富 幸子
牟岐町議会 議長	一山 稔
牟岐町教育委員会 学校教育担当	中井 和美
牟岐町健康生活課 課長	久米 美香
牟岐町住民福祉課 課長	海部 孝治

牟岐町
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発行年月 令和3年3月
発行 牟岐町役場
〒775-8570
徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4
編集 住民福祉課
電話：0884-72-1111 FAX：0884-72-2716
